

強制失踪条約

2001年に国連において交渉開始。

2006年国連総会において採択。

我が国を含めて署名国81か国、締約国7か国(仏、アルゼンチン等)(2008年12月末現在) **未発効**。

概要

条約の目的：「強制失踪の撲滅」

強制失踪とは

国の機関等が、人の自由をはく奪する行為であって、失踪者の所在を隠蔽すること等を伴い、かつ、失踪者を法律の保護の外に置くもの

処罰の確保

「強制失踪」を国内法において犯罪化
訴追のための事件の付託、又は引渡し
等の処罰の枠組みを確保

予防

拘禁情報の記録等を締約国
に義務付ける

フォローアップ

条約の履行についての委
員会によるフォローアップ

意義

□ 強制失踪が犯罪であることを国際社会において確認するとともに、今後強制失踪が繰り返されることを抑止。

□ 強制失踪に関する問題(拉致問題を含む)への国際的な関心を高める。

(注) 強制失踪には拉致行為を含む。ただし、本条約が北朝鮮による個別の拉致問題の解決につながるかどうかについては、条約の遡及適用は認められないこと、北朝鮮が本条約を締結しない限り実効性に乏しいことなどから限界がある。